

資料提供(投げ込み) 令和2年4月14日(火)	
場所 津市政記者室	
事務担当課	
所 属	職・氏 名
健康福祉部 福祉政策課 (電話059-229-3150)	福祉政策課長 三浦 弘充

老人福祉センター等におけるカラオケ及び卓球に関する 活動の自粛要請について

新型コロナウイルスの感染症拡大の状況が変化する中、令和2年4月1日の新型コロナウイルス感染症対策専門家会議による「新型コロナウイルス感染症対策の状況分析・提言」において、本市が「感染確認地域」となっていることを踏まえ、同月8日開催の津市新型コロナウイルス感染症対策本部会議(6回)にて決定された公共施設の運営に際しての基本的な取り扱いに準じ、施設を利用する方々の安全を確保するため、健康福祉部所管の施設におけるカラオケ及び卓球に関する活動の自粛を要請します。

記

1 対象施設

- (1) 津市まん中老人福祉センター
- (2) 津市たるみ老人福祉センター
- (3) 津市北部市民センター(北部老人福祉センター、北部コミュニティセンター)
- (4) 津市西部市民センター(西部老人福祉センター、西部コミュニティセンター)
- (5) 津市ふれあい会館(身体障害者福祉会館、母子寡婦福祉会館)

2 自粛を要請する活動

カラオケ及び卓球

3 自粛を要請する期間

令和2年4月17日(金)から同年5月6日(水)まで
状況に応じ自粛を要請する期間の変更をすることがあります。

4 その他

自粛の要請に当たっては、指定管理者と連携を密にし、利用者の方々に混乱が生じないように周知を図ります。